

定例記者会見資料



○日 時	平成 28 年 10 月 12 日（水） 13 時 30 分～
○会 場	島根県立大学 本部棟 2 階 特別応接室
○会見者	本田雄一 理事長・学長
○会見項目	<p>【3 キャンパス共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 海外の大学との協定締結について…………… [資料 1] <p>【浜田キャンパス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自己推薦入試出願受付について…………… [資料 2] ・ 【高大連携事業】 アカデミックインターンシップの開催について…………… [資料 3] <p>【松江キャンパス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 56 回 飛鳥祭開催について…………… [資料 4]
○資料提供項目	<p>【浜田キャンパス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 28 年度「フレッシュマン・フィールド・セミナー」開始について…………… [資料 5] <p>【出雲キャンパス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 護身術講習会について…………… [資料 6]
○行事予定	<p>【浜田キャンパス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者進路懇談会……………10 月 30 日（日） ・ はまだ灯……………10 月 26 日（水）

※会見及び資料提供に関する問い合わせは、資料に記載されている担当者あてにお願いします。
 なお、行事予定の問い合わせは、以下のとおり、お願いします。

浜田キャンパス 企画調整室 TEL 0855-24-2201
 出雲キャンパス 管理課 TEL 0853-20-0200
 松江キャンパス 管理課 TEL 0852-26-5525

島根県立大学
 マスコット
 キャラクター
 オロリン



※次回の定例記者会見は 平成 28 年 11 月 11 日（金）13:30 から開催予定です。

H28.10.12

定例記者会見資料

国際交流課 無津呂(むつろ)

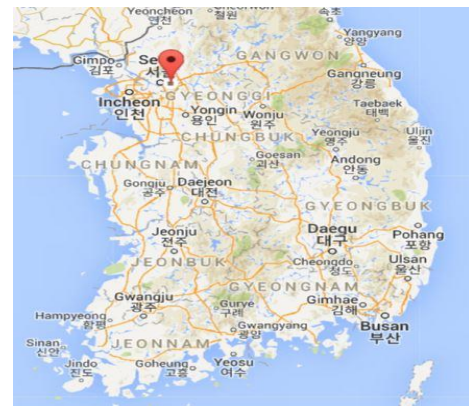
TEL:0855-25-9063

韓国・世宗大学校との 包括協定及び学生派遣協定の締結について

2016.3 に本学の教職員が訪問。本学初のソウル所在大学との協定として、今後は相互に学生派遣の促進が期待できる。2017.4 より学生派遣を開始予定。

【経緯】

- ・2015.9 世宗大学校教養学部国際部門日本語日文学学科長の李秉鎮（イービョンジン）先生より交流の提案があった。



【概要】

創立年：1940年

学生数：11,287人（2014年）

概要：

ソウル特別市の東側、広津区にある私立大学。1940年に設立された京城女子専門学院を起源とし、1978年に男女共学になり「世宗大学校」に改名され、1987年に大学校に昇格した。世界の30を超える国の様々な大学や研究機関と学生交流、学术交流の協定を結んでいる。大学には博物館があり、時代と分野別に韓国文化、伝統芸術、歴史に関する約5,000点の所蔵品が展示されている。

9学部（教養学、社会科学、経営学、ホスピタリティ・観光学、自然科学、生命科学、電子・情報工学、工学、美術・体育教育学）、6大学院（37部門 修士課程41、博士課程37のプログラムを提供）、また、アジアの言語、歴史、美術、政治、経済、開発学など、選択したコースを全て英語で学ぶアジア研究プログラムを開設している。

教養学部の韓国語課程は2008年に開設され、語学堂の分校がある国（ベトナム1校、中国4校）からの留学生が多い。語学堂の授業は韓国の大学進学を目指す学生が多いため、アカデミックな内容になっている。また、夏と冬には、約10日間のプログラムを実施しており、韓国語授業の他、韓国や北東アジアの豊かな文化を学び経験する機会を提供している。

【所在地】 209, Neungdong-ro, Gwangjin-gu, Seoul, 大韓民国



世宗大学校と島根県立大学との交流に関する協定

※ 日本語は参考
英語のみ有効

I. はじめに

両機関は、両者の関係強化と今後の新たな共同事業が遂行できるよう覚書を交わす。
本合意は、両機関にとって有意義で相互に有益な関係を促進するためのものである。

II. 目的

世宗大学校と島根県立大学の双方が学生交流、研究プロジェクト、共同プログラムにおいて可能な限りの協力関係を追求することを望む。

III. 具体的な活動

両機関は、本合意書に記載された相互理解を実現するための具体的な活動を整備する。
それぞれの個別事業については、両者の合意と十分な資金の獲得を条件とし、補助的な合意書や協定書などの追加文書に記載されなければならない。

IV. 両機関の連絡体制

両機関は必要に応じて互いに連絡を取り合うものとする。世宗大学校においては Center for International Students and Scholars、島根県立大学においては国際交流センターがその役割を担うものとする。

V. 契約の期間

本合意は、両当事者の承認とともに効力を持つものとし、最初の5年間効力を有するものとする。その後は自動的に毎年更新されるものとする。

しかし、最初の契約期間後、いずれかの大学が6カ月前に書面で通知することにより本合意を終了することができる。本合意が解除された場合も、それぞれの機関から交換に参加している教員や学生へ影響を及ぼすことはなく、当初合意した参加期間を完了できるものとする。

世宗大学校

島根県立大学

総長

Koo Shin

2016年 月 日

学長

本田 雄一

2016年 月 日

MEMORANDUM OF UNDERSTANDING

BETWEEN SEJONG UNIVERSITY AND THE UNIVERSITY OF SHIMANE

I. Introduction

The two institutions herewith enter into a Memorandum of Understanding to enhance the relationship between them and to possibly develop new collaborative undertakings in the years to come. This agreement is intended to help facilitate a meaningful and mutually beneficial relationship between the two institutions.

□. Purposes

Both Sejong University and The University of Shimane wish to pursue a collaborative relationship to the greatest extent possible through student exchanges, research projects, and joint programs.

□. Specific Activities

The two institutions may develop specific activities to implement the mutual understanding set forth in this agreement. These shall in every case be subject to mutual consent and the availability of adequate resources, and shall be set forth in supplementary sub-agreements or protocols.

□. Communication between the Institutions

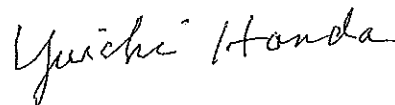
Both institutions shall communicate with each other on a need basis, for Sejong University through its Center for International Students and Scholars, and for The University of Shimane through its International Exchange Division.

□. Duration of the Agreement

The agreement shall take effect upon approval by both parties and shall remain in effect for an initial period of five years. Thereafter it shall be automatically renewed from year to year; however, after the initial period either university may terminate the agreement at the end of a given year by providing six months notice in writing of such intent. Termination of the agreement will not affect faculty or students from either institution participating in an exchange so that they may complete the agreed-upon duration of their participation.

SEJONG UNIVERSITY

THE UNIVERSITY OF SHIMANE



Koo Shin

Yuichi Honda

President

President

Date: August 31, 2016

Date: August 23, 2016

合意書

世宗大学校と島根県立大学の間で学生交流のプログラムを実施するために、両大学は、以下の交流活動の推進をここに同意する：

I. 基本事項

1. 交換プログラムは、世宗大学校の Center for International Students and Scholars と島根県立大学の国際交流センターを通じて運営されるものとする。
2. 各大学は各学期 1 名の学部生を派遣することができる。交換学生の人数の追加、および調整が必要な場合は両大学が別途協議し、決定する。
3. 通常の交換期間は、1 年または 1 学期とし、1 学期に 2 名の学生を派遣する場合は 1 人の学生が 2 学期間派遣されたと読み替えるものとする。
4. 選抜された学生は、交換期間が始まる前に、所属機関で少なくとも 1 年の学修期間を済ませていなければならないと同時に、学業成績に優れており、また指導に用いられる言語に流暢でなければならない。島根県立大学に派遣する交換学生は、日本語能力試験 N2 以上の日本語力を有する必要がある。世宗大学校に派遣する交換学生は、韓国語能力試験の 3 級以上の韓国語能力、または IBT TOEFL 80 以上の英語力を有する必要がある。所属大学からの推薦学生は、通常、受入大学に認められるものとするが、受入大学は、交換の推薦学生を評価し、入学に関する最終決定を行う権利を保持する。
5. 受入大学においての事前に同意された就学期間が完了したら、参加学生は必ず所属大学に戻らなければならない。滞在の延長は、所属機関によって特に明示されない限り認可されない。
6. この交換についての合意は当初 3 年間を有効とする。その後は自動的に毎年更新される。しかし、最初の契約期間後、いずれかの大学が、6 カ月の猶予をもって合意終了の意思を書面で通知することにより、本合意を終了することができる。

II. 入学と単位互換

1. 世宗大学校は、毎年 5 月 1 日（春入学については 10 月 15 日）までに交換候補学生のリストと島根県立大学が求める必要書類を送る。島根県立大学はできるだけ早く最終的な入学判定結果を世宗大学校に通知する。
2. 島根県立大学は、毎年 5 月 1 日（3 月入学については 11 月 15 日）までに交換候補学生の

リストと世宗大学校が求める必要書類を送る。世宗大学校はできるだけ早く最終的な入学判定結果を島根県立大学に通知する。

3.世宗大学校及び島根県立大学の交換受入学生は、担当するコース/プログラムコーディネーターの承認を条件に、両機関のいかなる学科でも交換に参加することができる。

4.学生が受入機関で取得した単位は所属機関によって決められた手順に従い所属機関に互換することができる。

5.参加学生は、受入機関のルールや規則を遵守しなければならない。各機関はそれぞれが定めた規則に反する学術的または個人的な不正行為に対して、いつでも交換留学生を退学させる権利を有する。参加者の退学は、他の参加学生に関する合意ならびに取り決りを排除してはならない。

III.授業料および諸経費

1.参加学生は、その機関の方針に従い、所属機関に通常の授業料を納付しなければならない。いずれの大学も授業料や出願料を一方の機関や交換留学生に課してはならない。

2.参加学生は、自分の部屋、食事、書籍、交通、学生健康保険と医療費、パスポート、ビザ、およびその他の個人的な費用を負担する。両大学は、学生参加のために学生寮の確保に協力する。

IV.他の調整

1.すみやかにビザを取得することは各々の学生の責任ではあるが、各受入機関は現行の法律に従い、ビザの発給のために適切な書類を準備する。

2.各受入機関は、留学生のための住宅と健康保険についての情報を提供する責任を負う。

世宗大学校

島根県立大学

総長

学長

Koo Shin

本田 雄一

2016年 月 日

2016年 月 日

Memorandum of Agreement

In order to implement a program of student exchange between Sejong University and the University of Shimane, the two universities hereby agree to pursue the following exchange activities:

I. PRINCIPLE

1. The exchange program shall be administered through the Center for International Students and Scholars at Sejong University and Center for International Exchange at the University of Shimane.
2. Each university may send one (1) undergraduate student each semester. The number of students for exchange may be amended by mutual agreement. Every effort will be made to maintain an evenly balanced exchange from year to year.
3. The normal exchange period shall be one year or one semester. Two students for one semester shall balance one student for two semesters.
4. The designated student(s) must have completed at least one year of study at the home institution before beginning the exchange period, and have demonstrated superior academic achievement and fluency in the language of instruction. In order to study at the University of Shimane as an exchange student, the students must have adequate Japanese language proficiency as reflected by JLPT N2 or above. For any exchange student wishing to study at Sejong University, the student should have appropriate language proficiency test scores, equivalent to TOPIK level 3 or above for Korean, or IBT TOEFL 80 or above for English. While students nominated by the home university will normally be accepted by the host university for exchange, the host university retains the right to review the students nominated for exchange and to make the final decision concerning admission.
5. Upon completion of the agreed upon study period at the host university, the participating student(s) must return to the home university without fail. No extension of stay shall be authorized unless otherwise specified by the home institution.
6. This exchange agreement shall remain in effect for an initial period of three years. Thereafter it shall be automatically renewed from year to year; however, after the initial period either university may terminate the agreement by giving six months' notice in writing of such intent.

II. ADMISSIONS AND CREDIT TRANSFER

1. Sejong University will forward to the University of Shimane each year by May 1 (or October 15 for spring admission) a list of the students nominated for exchange, together with appropriate documents as required by the University of Shimane. The University of Shimane will inform Sejong University of the final admission decision as soon as possible.
2. The University of Shimane will forward to Sejong University each year by May 1 (or November 15 for March admission) a list of students nominated for the exchange program, together with all appropriate documents as required by Sejong University. Sejong University will inform the University of Shimane of the final admission decision as soon as possible.
3. Students may be exchanged between any departments of either institution, subject to the approval of the relevant course/program coordinator.
4. Any academic credit that the student receives from the host institution may be transferred back to the home institution in accordance with the procedures determined by the home institution.
5. The participating students will be required to abide by the rules and regulations of the host institution. Each institution reserves the right to dismiss an exchange student at any time for academic or personal misconduct in violation of established regulations. The dismissal of a participant shall not abrogate the agreement or the arrangements regarding other participants.

III. TUITION AND FEES

1. The participating students shall pay normal tuition and fees to their home institution in accordance with that institution's policies. Neither university shall make charges upon the other or upon exchange students for tuition or application fees.
2. The participating students shall provide for their own room, board, books, transportation, student health insurance and medical care, passports, visas, and other personal expenses. Both universities will assist incoming students in securing the university's dormitory.

IV. OTHER ARRANGEMENT

1. Each host institution will issue the appropriate documents for visa issuance in accordance with current laws, although it is the responsibility of the individual student(s) to obtain a visa in a timely manner.

2. Each host institution will assume responsibility for furnishing information on housing and health insurance for exchange students.

Sejong University

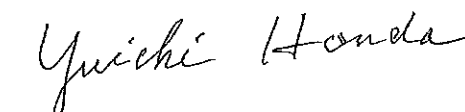


Koo Shin

President

Date: August 31, 2016

The University of Shimane



Yuichi Honda

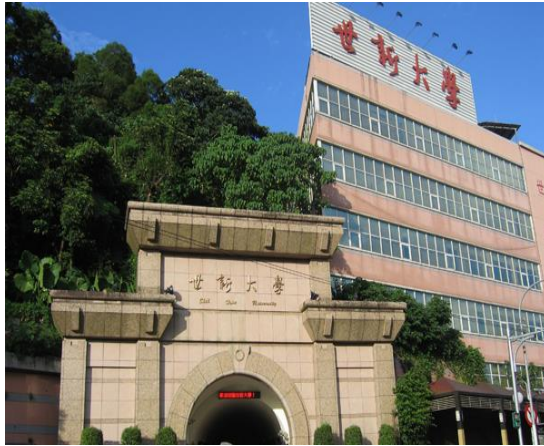
President

Date: August 23, 2016

台湾・世新大学との学生派遣協定の締結について

【経緯】

- 2015. 10 日本語学科の教員から交流の打診
- 2016. 3 国際交流センター長ほか訪問協議
- 2016. 6 包括協定締結



【概要】

- 創立年：1956年世界新聞職業学校として開校 1997年世新大学として改称（私立）
- 学生数：11,000人
- 学部数：新聞コミュニケーション学部(新聞学科、テレビ、放送、映画総合学科等)
人文社会学部（社会心理学科、英語、中国語、日本語学科等）
法学部、管理学部（情報管理学科、観光学科、経済学科、財務金融学科等）

所在地：台湾台北市文山区木柵路一段17巷1号

台湾の首都である台北市の郊外に位置している。
ジャーナリストのための専門学校として設立され、新聞コミュニケーション学部は特に有名で台湾ではジャーナリスト関係研究を代表する大学とされている。

県立広島大学とも交流を行っている。

島根県立大学と世新大学との間における 学生交流に関する協定書

島根県立大学と世新大学との間における学術交流に関する協定書に基づく学生の交流に係る実施細目についてここに合意する。

1. 留学期間

両大学学生の留学期間は、1学年を超えないものとし、原則として、島根県立大学においては4月又は10月、世新大学においては9月又は2月を開始月とする。

2. 交換学生数

交換学生数は、島根県立大学と世新大学との間の議論に基づき決定するものとする。

3. 派遣学生の選定

各大学は、原則として、受入れ大学で使用される言語で受講するのに最も適した学生を選定するものとする。

4. 交換学生の身分

(a) 島根県立大学学生は、世新大学交換留学生として、講義・演習を受講することができる。

(b) 世新大学の学生は、島根県立大学特別聴講学生として、講義・演習を受講することができる。

(c) 相互に受け入れる学生は、受入れ大学の学則を遵守するものとする。

5. 履修計画と評価

相互に受け入れる学生は、受入れ大学での受講科目又は研究課題を、受入れ大学と派遣大学双方の指導教官と相談の上、決定する。学業成績は、受入れ大学の方式に従って評価される。

6. 単位の互換

相互に受け入れる学生は、受入れ大学で取得した成績に関する証明書を派遣大学に提出し、派遣大学の方式に従って単位を認定されるものとする。

7. 授業料の不徴収

検定料、入学料及び授業料は、相互に不徴収とする。

8. 住居

受入れ大学は、学生のための安価な宿舎の確保に協力する。

9. 経済的責任

旅費、大学寮（食事の提供無し、光熱水道費別途）、健康保険料を含む留学費用は、学生本人の負担とする。

10. 協定書の効力

この協定は、日本語、中国語で各2通作成し、それぞれの大学で保有する。二つの文書は同一の効力を有する。

本協定書は、署名の日から5年間効力を有する。この協定は、この有効期間内においても、少なくとも6ヶ月前に、いずれか一方が書面により通告しない限り、この協定書は自動更新される。

11. その他

この協定に定めること以外に、学生交流に関する必要な事項は両大学が協議して別に定める。

島根県立大学

世新大学

学長

学長

本田雄一

吳永乾

本田雄一

吳永乾

2016年9月27日

2016年9月8日

世新大學與島根縣立大學 學生交流協議書

世新大學與島根縣立大學，根據兩校簽署之學術交流協議，為期順利推動學生之交流（以下稱交換留學），就以下事項達成協議。

1. 留學時間

兩校之間交換留學生的留學期限，原則訂為一學年。原則上島根縣立大學接受入學時期為4月或10月，世新大學接受入學時期為9月或2月。

2. 交換留學生的人數

交換留學生之人數以兩校協議決定之。

3. 推派交換留學生

交換留學生在接受大學上課，使用語言，原則上為該大學之母語。派遣大學於推派留學生時，應考慮到語言問題。

4. 交換留學生的身分

- (a) 島根縣立大學學生，以世新大學交換留學生身分，可接受上課、演練之課程。
- (b) 世新大學學生，以島根縣立大學特別聽講學生身分，可接受上課、演練之課程。
- (c) 學生在交換留學之大學，須遵守接受大學之校規。

5. 修習計劃與評分

相互接受之交換留學生，與接受大學及派遣大學的指導教授商討後決定在接受大學所修習之科目或研究課題。學業成績依照接受大學之評分方式。

6. 學分互換

相互接受之交換留學生，在接受大學取得成績證明書，並向派遣大學提出後，依派遣大學方式認定修習之學分。

7. 免學費

接受大學彼此免收檢定費、入學費及學雜費。

8. 居住

接受大學協助交換留學生確保價位便宜之宿舍。

9. 經濟上之責任

包含旅費、宿舍費用、健保費等留學費用，由交換留學生本人負擔之。

10. 協議書之效力

本協議以日文和中文兩種語言作成各 2 份，由各大學間各自保有。2 份協議書之效力相同。

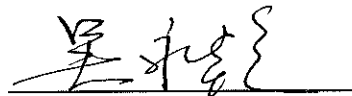
本協議書於兩校校長簽署日起生效，有效期為 5 年。若任一方未於期滿日 6 個月前發出終止通知或是修訂之通知，此協議書將自動延期 5 年有效期。

11. 其他

本協議製訂之事項以外，關於學生交流重要之事項由兩校協議後另訂定之。

世新大學

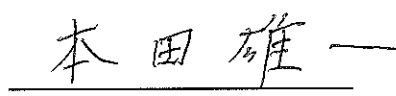
校長



吳永乾

島根縣立大學

校長



本田雄一

2016 年 9 月 8 日

2016 年 9 月 27 日

【資料 2】

平成 28 年 10 月 12 日
 島根県立大学 浜田キャンパス
 アドミッション室 坂田栄一郎
 電話 0855-24-2203

自己推薦入試（総合評価型）出願受付開始について

1. 自己推薦入試（総合評価型）について

従来の推薦入試（全国一般・県内一般）及びアドミッションオフィス入試を 27 年度入試より一本化し、総合評価型の自己推薦入試を実施しています。

この「総合評価」とは、総合課題、面接試験及び大学入試センター試験と提出された書類（志願理由書、出身学校の調査書）により、能力・適性、学習意欲、目的意識、表現力等を総合的に評価し、判定を行うものです。

10 月 24 日(月)から 10 月 28 日(金)まで出願受付を行います。

2. 試験スケジュール

内 容	日 程
出願期間	平成 28 年 10 月 24 日(月)～平成 28 年 10 月 28 日(金)
総合課題	平成 28 年 11 月 12 日(土)
面接試験	平成 28 年 11 月 12 日(土)～11 月 13 日(日)
大学入試センター試験	平成 29 年 1 月 14 日(土)～1 月 15 日(日)
合格発表	平成 29 年 2 月 8 日(水)
入学手続き期間	平成 29 年 2 月 9 日(木)～平成 28 年 2 月 15 日(水)

3. 出願資格

次の各号をすべて満たす者とします。

- (1) 平成 27 年 3 月から平成 29 年 3 月までに高等学校もしくは中等教育学校の後期課程を卒業した者及び卒業見込みの者、または同期間に通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者及び修了見込みの者
- (2) 合格した場合には必ず入学することを確約できる者
- (3) 学業成績の全体評定平均値が 3.5 以上の者

(参考：平成 28 年度自己推薦入試実施結果)

	募集 定員	出願者数		受験者数		合格者数		入学手続き者数		入学辞退者数		入学者数						志願 倍率	実質 倍率	入学 手続率	
		県内	県外	県内	県外	県内	県外	県内	県外	合計	県内			県外							
											県内計	男	女	県外計	男	女					
自己推薦入試(総合評価型)	75	87	(55)	86	(54)	78	(48)	78	(48)	0	(0)	78	(48)	(30)	(18)	(30)	(26)	(4)	1.16	1.10	100.0%



自己推薦入試の概要について

1. 募集人員

75名

募集人員の45人を島根県内の高等学校等からの受験者から成績順に選抜し、次に募集人員の30人を島根県外の高等学校等からの受験者及び45人の選抜枠に入らなかった島根県内の高等学校等からの受験者から成績順に選抜。

2. 選抜方法

(1) 概要

総合課題、面接試験及び大学入試センター試験と提出された書類（志願理由書、出身学校の調査書）により、能力・適性、学習意欲、目的意識、表現力等を総合的に評価し、判定。

(2) 各選抜方法について

試験日	選抜方法	内 容
11/12 (土)	総合課題	○模擬講義を実施 ○講義終了後に講義内容の再現能力、即応力、応用展開力をみる社会科学系の総合課題を実施
11/12(土) 13(日)	面接試験	○出願書類に基づき、本人の能力・適性、学習意欲、目的意識、表現力等を面接により総合的に判定 ○面接時間は25分程度
1/14(土) 1/15(日)	大学入試センター試験	国語
		地歴・公民
		数学
		理科
	英語 (リスニングテスト有)	必須

} この中から1科目を選択

※出願等について

項 目	日 程
出願期間	平成28年10月24日(月)～平成28年10月28日(金)
合格発表	平成29年2月8日(水)
入学手続期間	平成29年2月9日(木)～平成29年2月15日(水)

3. 配点

個別学力検査		大学入試センター試験					合計
総合課題	面接試験	国語	地歴・公民	数学	理科	英語	
配点 300点	配点 400点	100	(100)	(100)	(100)	100	1000
配点 300点							

(注) 表中の()は、同種類の括弧の中から1科目を選択することを表します。

【資料 3】

平成 28 年 10 月 12 日
島根県立大学 浜田キャンパス
アドミッション室 坂田栄一郎
電話 0855-24-2203

【高大連携事業】アカデミックインターンシップの開催について

1. 目的

日常の大学生生活の一端を体験し大学で学ぶ姿勢を経験することで、入学前の「学生生活イメージ」とのギャップ解消や、自己の将来についてイメージを持つことで高校生活をより充実したものにしたいとすることを目的とします。また、この機会を通して本学への主体的な進路選択を促す一助となることを意図し、昨年度に引き続き開催します。

2. 日程、参加校及び参加予定人数

	参加日程	学年	人数（予定）
江津高校	10月18日（火）	2年生	30名程度
津和野高校	10月21日（金）	2年生	30名程度

3. 内容

- ・受講講義を自由に選択して受講
※通常の授業に参加するため、本学学生の履修登録状況により制限される場合あり
- ・学生食堂での昼食
- ・キャンパス内の自由見学
- ・本学学生との交流
- ・職員による、入試や学生生活、就職活動についての相談など

4. その他

- ・当日取材を希望される方は、本学教育研究支援部長 土井（0855-24-2282）まで事前連絡をお願いします。

平成28年度 秋学期時間割表

時間目 自 至	月曜日				火曜日				水曜日				木曜日				金曜日													
	科目名	担当	教室	配当年次				科目名	担当	教室	配当年次				科目名	担当	教室	配当年次				科目名	担当	教室	配当年次					
				1年	2年	3年	4年				1年	2年	3年	4年				1年	2年	3年	4年				1年	2年	3年	4年		
1時限目 自 9:00 至 10:30																														
2時限目 自 10:40 至 12:10																														
3時限目 自 13:10 至 14:40																														
4時限目 自 14:50 至 16:20																														
5時限目 自 16:30 至 18:00																														
6時限目 自 18:10 至 19:40																														

国際政治学入門	赤坂	大講1	○	○			
日本思想史	井上(厚)	大演2		○	○	○	
比較文化論	渡部(望)	中講3		○	○	○	

経営管理論	田中	大講2	○	○			
キャリア形成Ⅱ	松尾	大講1				●	

10月18日(火)
江津高校対象講義

10月21日(金)
津和野高校対象講義

※表中の学年の欄の●は必修科目、○選択科目、◎は自由科目、△は正規外授業科目を表示

(作成:平成28年3月25日)

※「英語ジャーナル購読」「多文化理解特別演習Ⅲ」「北東アジア地誌」「NPO活動論」「日本政治思想史Ⅱ」「消費流通経済論」「現代の経済」「アジア経済論」「現代企業論」「現代しまね学・実践Ⅱ」は平成28年度は非開講とする。

※別記は裏面を参照すること

※教室等が変更になる場合がありますので、学生情報システムを適宜確認すること

平成 28 年 10 月 12 日
 島根県立大学短期大学部
 松江キャンパス 教務学生課
 担当者 みやそのひとみ 宮苑仁美
 電話 0852-20-0216

島根県立大学短期大学部松江キャンパス大学祭

第 56 回飛鳥祭『まるまる〇〇フェス^{しよく}～食の秋？遊^{あそ}ぶ秋？飛鳥^{あすか}の秋！～』の開催について

1. 期間

平成 28 年 10 月 15 日（土）～10 月 16 日（日）

2. 開催行事

- 開会式 15 日 10:00～
- 模擬店・展示発表 15 日 10:00～16 日 16:00
 - （ 飲食、物品販売ブース：15 店舗
 展示発表 : 10 団体
 その他、地元の飲食店や占い、体ほぐしのブースも出店 ）
- ステージ企画 15 日 10:00～16 日 16:00
 - （ 学内団体のほかに、浜田 C や近隣高校の学生団体、まつえ若武者隊によるパフォーマンスなど ）
- キッズコーナー 15 日 10:00～16 日 16:00
 - （ ふわふわドームやアクアボールのほか、スーパーボールすくいやあてくじなどの屋台、洗濯ばさみアートや光るどろだんごの創作コーナーなど ）
- 学友会企画 15 日 15:00～、16 日 13:45～
 - （ ビンゴを中心とした学生参加企画 ）
- 後夜祭 16 日 16:30～
 - （ 軽音楽サークルを中心としたバンド演奏、教員バンドも出演 ）

3. 場所： 松江市浜乃木 7-24-2 島根県立大学短期大学部松江キャンパス

4. 主催者： 島根県立大学短期大学部飛鳥祭実行委員会

5. 実行委員長あいさつ

今年度も無事に第 56 回飛鳥祭を開催することができました。開催に当たり様々な場面でご協力頂きました皆様、本当にありがとうございました。

さて、今年の飛鳥祭のテーマは「〇〇フェス～食の秋？遊ぶ秋？飛鳥の秋！～」です。皆さんは毎年「秋」をどのようにお過ごしですか？きっと人それぞれ色々な楽しみ方があるのではないのでしょうか。今年の飛鳥祭では、色（しよく）フェス、楽（joy）フェス、遊（あそ）フェス、舞（my）フェスと題しました 4 つのフェスを企画しております。バンド演奏や子ども向けコーナー、大道芸やよさこい、石見神楽といった本学の学生や浜田キャンパスの学生が活躍するステージ発表、個性豊かな模擬店があります。そして、地域の方々も外部出店やパフォーマンスに参加され、飛鳥祭を盛り上げてくださいます！

学生はもちろん、ご来場いただく全ての方々に「飛鳥の秋」を満喫していただけるよう実行委員一同準備してまいりました。皆さん、この 2 日間は存分に飛鳥の秋を楽しんでください！！

秋の祭りといえはば…

飛鳥祭

入場無料

平成28年
10月15日(土)・16日(日)

●午前10時～午後4時15分頃 ※コースによっては終了時間が異なります。

会場 島根県立大学短期大学部

松江キャンパス(総合運動公園横)

P 臨時駐車場を用意しております。詳しくは裏面を参照ください。

今年は様々な

フェスが盛り沢山!!

?? フェス

～食の秋? 遊ぶ秋? 飛鳥の秋!～

 @hkm_skg

島根県立大学短期大学部

検索

※最新情報を随時更新

舞

学生にとどまらない！
さまざまな場所から
パフォーマーが駆けつける！！
「My」フェス



宝探しゲームなどの
多彩なこども向け企画！

楽

「JOY」
フェス



遊

ちびっこからお年寄りまで楽しめる
企画が盛り沢山！！

フェス スペシャルな
景品付きの企画も…！



学生の個性(色)豊かな模擬店！
地元の有名店舗も出店！



色

フェス

年に一度の県短の秋、
飛鳥の秋を満喫しよう！！

 島根県立大学短期大学部
松江キャンパス

〒690-0044 島根県松江市浜乃木7-24-2
TEL:0852-26-5525(代) FAX:0852-21-8150
<http://matsuec.u-shimane.ac.jp/>



平成 28 年 10 月 12 日
島根県立大学
事務局地域連携課
担当：河部
電話：0855-24-2396

平成 28 年度「フレッシュマン・フィールド・セミナー」開始

～地域の課題発見と課題解決能力を習得～

島根県立大学総合政策学部では、平成 23 年度より始まった「フレッシュマン・フィールド・セミナー」が、今年度もこの秋学期から開講され、さる 10 月 6 日から授業が始まりました。学生が初年次生の時点から社会に触れ、地域住民と接することを通じて、自らの学習目的を明確化し、主体的に将来像を描く力をつけさせることを目的としています。

このセミナーでは、学生が島根県内、浜田市、近隣地域等、社会のさまざまな現場（フィールド）に出かけていき、そのフィールドにおられる人々への調査を通じて地域の課題を発見し、その課題の解決策を計画し、提案していきます。授業の流れは事前学習に始まり、フィールド調査、調査結果分析、課題解決策の提案、成果発表のプロセスで構成されています。全 15 回の授業のうち、概ね 10～13 回を教室で行い、2～5 回のフィールド調査を実施します。

このセミナーは春学期のフレッシュマン・スキル・セミナーで学んだアカデミック・スキルを活用しながら、課題発見と課題解決能力を身につけ、2 年次から始まる専門教育への橋渡しをするセミナーです。またグループ学習を実施するセミナーの場合、受講生は少人数のグループを組み、協同作業による自発的で能動的な学びを実践していきます。学期末にはポスターセッション形式の合同成果発表会を開催し、報告書を作成します。

- ◆各クラスの担当教員の指導のもと、随時全受講生がクラスごとに地域の現場に出かけていきますが、クラスによって取り組むテーマや取材・調査先は異なります。詳しくは、別紙の参考資料をご参照ください。

〈参考資料〉

平成 28 年度 フレッシュマン・フィールド・セミナー

ゼミ名	テーマ・概要等	フィールド
井上(厚)ゼミ	地方都市が今後生き残るためには、外部から来た人間との共生が不可欠な時代になっている。積極的に外に出て、大学の外に広がる「多様性」を学んでおきたい。具体的には、①島根県西部で最も移住者との共生に成功している吉賀町柿木村との交流、②広島市内でカンボジア料理店を営むカンボジア難民との交流、を通して、リアルな「他者」との共生について学んでいきたい。	・吉賀町柿木村 ・広島市
瓜生ゼミ	【浜田の未来を探る～どうなる!?お米の生産と消費…TPP も合わせて考える～】 “地域の活性化や振興”という目標が、実際の地域社会とそこで生活している人々にどのような影響を及ぼし、どのように受け止められているかを調べ、その将来像を探ってみたい。	・浜田市
大橋ゼミ	このセミナーでは、島根あさひ社会復帰促進センター及びグラントワ（島根県芸術文化センター）を取り扱います。目標は、島根あさひ社会復帰促進センター及びグラントワの現状を調査し、現在いろいろと取られている施策を考え、課題を発見し、さらに出来得ればこれらをより活性化させるための策を提案することです。	・島根あさひ社会復帰促進センター ・グラントワ（島根県芸術文化センター）
川中ゼミ	本ゼミナールでは、犯罪被害者やその家族の方々のお話を伺ったり、支援機関を訪ねたりすることで、犯罪被害者支援に実際とその課題を知り、犯罪被害者中心の支援について考えていきたい。	(調整中)
久保田ゼミ	本ゼミナールでは、島根県を代表する中小企業である株式会社岩多屋を調査対象として取り上げる。同社の取組を調査することを通じて、企業を調査するうえでの手法を学ぶとともに、企業の抱える課題やその解決策、企業の事業展開の取組みについて学ぶことを目的とする。	・株式会社岩多屋
齋藤ゼミ	「地域における高齢者福祉の現状と課題」 全国的にも高齢化が進む浜田市で、要介護になる前の高齢者の方々をどのように支えていくのかを考えていきます。地域における高齢者福祉の課題を多角的に理解します。	・浜田市地域包括支援センター ・浜田市社会福祉協議会
田中ゼミ	本演習では、島根県内の企業を中心とした（場合によっては行政、NPO 等）事業者へのヒアリング調査を実施し、①対象企業の業務内容、経営課題、主力商品、重点戦略等を理解した後、②当該企業のマーケティング戦略（製品、価格、販売促進、流通）について、各企業が具体的にどのような戦略対応を行っているのかを事例調査を通じて明らかにする。	(調整中)
豊田ゼミ	「地域資源を活用する地域産業の取り組み」 中山間地域には豊富な地域資源があります。このゼミでは地域資源を積極的に活用しながら地域経済を支える企業、団体の取り組みについて調べたうえで、学生ならではの視点を活かしながら課題を挙げ、その課題解決に向けた改善提案を試みることを目的とします。	(調整中)

林ゼミ	本年度は、島根県石見地方のいくつかの企業に協力いただき、当該企業の活動について現状と課題を把握するとともに、学生ならではの視点を活かした改善提案を試みることを目的とする。	・ 浜田市やその近隣の地域の中小企業
林田ゼミ	防災には様々な取り組みがあるが、この授業では特に消防組織に焦点をあてる。県、市町村は、消防団及び自主防災組織をどのように育成強化しているのか、これらの組織の連携、組織の活動環境をどうやって整備し、地域コミュニティの防災体制の強化を図っているのかを探る。	・ 浜田市役所 ・ 島根県庁 ・ 消防署、消防団
福原ゼミ・佐藤ゼミ (合同ゼミ)	“北東アジア・国際関係” 「戦争の記憶と体験（戦争と平和）」、「北東アジアの人びととの交流と共生」をテーマにした共通のフィールド体験・学び・調査を行うことにより、北東アジア地域研究、国際関係研究にまつわる初歩的な諸課題を発見し、これらについての関連知識を収集・整理して、課題の解決策を模索していくことを目的とする。	・ 広島市 ・ 松江市
藤原ゼミ	ヨシタケコーヒーを活かした観光と地域活性～「コーヒーの薫るまちづくり」のための調査研究～ 三浦義武氏の業績を掘り起し、それを物語として育てつつある浜田市の観光課のご教示を得ながら、観光政策について学びたい。また、私たちもさまざまなエピソードを発掘し、物語の創出、形成に寄与したいと考える。	・ 浜田市
別枝ゼミ	「ふるさと納税とは何かー浜田市の場合」 浜田市は2015年に約21億円の「納税」を集めました。この金額は第1位の宮崎県都城市の集めた金額のちょうど半分ですが、全国で第10位にランクされました。浜田市の関係者や「返礼品」を提供している数多くの業者にもインタビューを行います。	・ 浜田市
光延ゼミ	選挙権の年齢が18歳に引き下げられたことによって、若者の国政選挙における投票率はどのようになったのか。このクラスでは、2016年7月10日の参議院選挙から18歳以上にも選挙権が付与されたことに伴って、新たに240万人もの新有権者が登場することになったことを踏まえて、20代、30代の、いわゆる若者の、国政選挙における投票率について調査研究（フィールドワーク）を行う。	・ 岡山市内 ・ 広島市内
渡部ゼミ	津和野町における歴史を活かしたまちづくりの取り組みを調査し、課題を発見し、解決策を提案する。3回の現地調査を行い、現場の観察と、まちづくりに携わっている人びとへの聞き取り調査を通じて観光振興のための真の課題はどこにあるかを考え、津和野町の観光振興に役立つ提言を考える。	・ 津和野町

(クラスは五十音順)

※授業の進行の過程において、内容を一部変更する場合があります。フィールド調査等の授業スケジュールは、クラスによって異なります。

【資料 6】

平成28年10月12日
島根県立大学出雲キャンパス
担当者：安立朋久・河瀬一美
電 話：0853-20-0200(代)

護身術講習会について

1. 目的

犯罪に巻き込まれることなく、安全な学生生活を送るため。

2. 日時

平成 28 年 10 月 19 日（水） 9：30～10：30

3. 場所

島根県立大学出雲キャンパス 体育館

4. 企画者

島根県立大学出雲キャンパス 学生生活委員会

5. 講師

出雲警察署生活安全課、かわと交番

6. 対象者

本学1年次生 約80名

7. その他

本学では、防犯対策として、毎年新入生オリエンテーション時に出雲警察署、かわと交番の方にお越しいただき、防犯の講演を実施している。

島根県立大学生死体遺棄事件から7年が経過し、事件を風化させないためにも、再度防犯に対する意識を高めていくことを目的とし企画した。



島根県立大学
マスコット
キャラクター
オロリン